

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成29～令和3年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	1 036 440	1 056 974	1 091 624	1 845 788	1 694 031
租 税 及 び 印 紙 収 入	587 875	603 564	584 415	608 216	670 379
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	502	507	513	464	611
政 府 資 産 整 理 収 入	2 782	2 680	2 264	2 929	3 190
雑 収 入	57 413	50 984	71 386	70 681	73 486
公 債 金	335 546	343 954	365 819	1 085 539	576 550
前 年 度 剰 余 金 受 入	52 323	55 284	67 227	77 959	369 815

(資料) 財務省「令和3年度決算の説明」

(2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
国 税 収 入 総 額	623 803	642 241	621 751	649 330	718 811
一 般 会 計 分	587 875	603 564	584 415	608 216	670 379
所 得 税	188 816	199 006	191 707	191 898	213 822
源 泉 分	156 271	165 650	159 375	159 976	175 332
申 告 分	32 544	33 356	32 332	31 922	38 490
法 人 税	119 953	123 180	107 971	112 346	136 428
相 続 税	22 920	23 333	23 005	23 145	27 702
消 費 税	175 139	176 809	183 527	209 714	218 886
酒 税	13 041	12 751	12 473	11 336	11 321
た ば こ 税	8 642	8 613	8 737	8 398	9 057
揮 発 油 税	23 962	23 478	22 808	20 582	20 762
石 油 ガ ス 税	82	76	68	46	48
航 空 機 燃 料 税	522	527	508	85	303
石 油 石 炭 税	6 908	7 014	6 383	6 078	6 355
電 源 開 発 促 進 税	3 257	3 220	3 158	3 110	3 162
自 動 車 重 量 税	3 778	3 944	3 881	3 985	3 876
国 際 観 光 旅 客 税	-	69	444	10	19
関 税	10 241	10 711	9 412	8 195	8 934
と そ の 他 税	99	103	102	92	94
印 紙 収 入	0	0	0	0	0
10 515	10 729	10 232	9 195	9 608	
交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分	30 628	33 259	32 091	35 974	42 494
地 方 法 人 税	6 539	6 806	6 042	14 183	18 814
地 方 揮 発 油 税	2 564	2 512	2 440	2 202	2 221
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	82	76	68	46	48
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	149	150	145	24	147
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	2 593	2 707	2 833	2 910	2 830
特 別 と ん 税	123	128	127	115	117
地 方 法 人 特 別 税	18 578	20 879	20 436	9 777	-
特 別 法 人 事 業 税	-	-	-	6 717	18 316
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分	1 337	1 248	1 238	1 122	1 120
た ば こ 特 別 税	1 337	1 248	1 238	1 122	1 120
東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計	3 939	4 154	4 001	4 016	4 467
復 興 特 別 所 得 税	3 939	4 154	4 001	4 016	4 467
復 興 特 別 法 人 税	-	-	-	-	-
そ の 他	23	16	6	2	352
そ の 他	23	16	6	2	352

(備考) 1 国際観光旅客税は、平成30年度税制改正において観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため創設された。

2 特別法人事業税は、令和元年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正するため、法人事業税の一部を分離して導入された。

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」